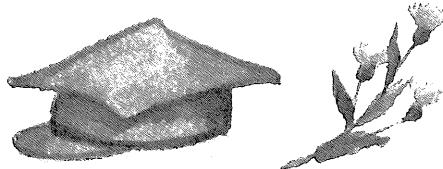


大学入試の歴史（第19回）

## 学力検査科目をめぐる確執(2)



名古屋大学教育学部教授  
佐々木 享

### 初期の学力検査科目についての 大学側の不満と要求

1949年度つまり新制大学の事実上の最初の入試験に採用された学力検査教科の構成——国語、社会、数学、理科、外国语の5教科にわたり、各教科に属する科目の中からそれぞれ1科目だけを受験生に選択させる方式——については、大学側には強い不満と要求があった。

初期の大学入試にたいする大学側の不満と要求は大別して二つであった。その一つは、社会、数学、理科についてはそれぞれ内容、性格の異なる複数の科目があるが、その中から受験生に自由に選択させていることについての不満である。この不満は、大学側が学部ごとに受験すべき科目を指定する方式としたいという要求となって現れる。この要求は放置すると、大学側としては学部によって、高校において履修しておく科目を指定したい——たとえば工学部進学者希望者は高校において少なくとも物理と化学とを履修していくことを受験資格の要件として定める——という履修指定方式要求にまでエスカレートする（実際、高校において履修すべき科目を指定しこれを受験資格の要件とした大学が、ごく一部ではあるが後に現れた）。

もう一つの不満は、社会、数学、理科については、それぞれ1科目しか選択させていない点にあった。学部ごとに高校で履修すべき科目を指定したり、あるいは受験すべき科目を指定したりできるようにすることが望ましいのだが、それが許されないのであれば、社会、数学、理科についてはせめてそれぞれ2科目ずつ受験させたい、というのがその要求である。

大学入試に際して社会、数学、理科については各教科ごとに1科目だけを選択させるという方式は、もちろん大学側の要求から生まれたものではなく、始まったばかりの新制高校の制度理念とそれを具体化している施策——生徒による科目自由選択制——を擁護する立場にたって文部省が設定したものであった。

### 大学側の不満と要求の背景

大学側が上述のような不満をいだき、高校教育をゆがめるおそれのある要求を提起する背景には、前回（第56号）にみたように、たとえば工学部受験者でも生物を選択して受験する者が多いなど、受験生が選択する学力検査科目と、大学側が受験して欲しいと望む科目とは著しくずれていることが多いということがあった。受験生のこうした受験科目選好にたいする不満や

要求は、すべての大学にあったわけではないが、概して理工系学部に強かった。理科を例にとれば、物理や化学を高校でしっかりと学習してこないと、大学入学後の学習に支障があるというわけである。もちろん、生物で受験する者が高校で物理や化学を履修していないわけではなく、実際には、両科目あるいは少なくとも物理か化学のいずれかを履修している者が多いのである。しかし物理や化学を受験科目として選ばない者は、それらの科目についての学習をおろそかにしている、と大学側はみていたのである。

受験生の受験科目選好にたいする不満は、ごく一部ではあるが、文系学部にもみられた。世界史で受験しない者、あるいは同じことだが世界史の学習をおろそかにしてきた者は入学後の学習に大いに支障があるというのであった。

あらかじめ一つの結論めいたことをいえば、大学生の教育に責任をもつ大学が上述のような不満をもち要求を提起することについては、もっともなところもあった。受験科目自由選択制——そしてそれを導き出している高校教育課程における自由選択制——が不合理だからというのではない。後述するように科目自由選択制は新制高校の教育課程構成の根幹となっている原理の一つである。大学側の要求でこれをくずしたのでは高校教育の性格が変わってしまう。

大学側が受験生の受験科目選好に不満を持ち、あるいは不満を持たざるを得ないのは、高校教育が自由選択制をとり、したがって大学入試の学力検査科目が自由選択制となっていることに対するだけの条件が大学側に整っていないからである、と筆者は考える。理科を例にとれば、将来工学部進学を志望する者が高校で物理を選択することは望ましいことである。しかし高校が自由選択制をとっている限り、物理を選択し

なかつたものが、大学進学の段階になって工学部を志願するようになることはあり得ることとして認めなくてはならない。

実際、東北大学理学部についてみると、1952, 53, 54年度に入学した学生のうち、高校で物理を履修してきた学生は、それぞれの年度で91.7%, 90.4%, 91.8%であった。換言すれば毎年1割程度の学生が物理を履修せずに理学部に入学していたのである。また、これらの年度の入試で理科の2科目のひとつに物理を選んで理学部に入学した者は、それぞれの年度で63.7%, 51.4%, 53.6%であった（有井發巳雄「高校と大学の理科学科の選択について」『大学基準協会会報』第22号、1954年10月。1科目選択制の時代、つまり1949, 1950年度についてのこの種のデータを見つけることはできなかった）。ここに紹介したデータは2科目選択制になってからのものであるから、1科目選択制の時期には、高校で物理を履修した者の比率は変わらなかったにしても、受験科目についての大学側の希望的観測と受験生の選択とのあいだのずれはもっと大きかったものと思われる。\*

\* 実際には、1949, 50年度の旧制帝大系の入学志願者・入学者の中には旧制高校1年修了者が多かった。したがって東北大についてはこのような推測は当たっていないかも知れない。

実情がこのようなものであったとしても、たとえば理工系学部をもつ大学は、大学での学習に必要だというのであれば、一般教育の物理学なり化学なりについて、高校でそれを履修してきた学生向きの科目とは別に、高校でそれを履修してこなかった学生のための物理学なり化学なりを開講すれば、矛盾は克服できるのである。あるいは、スタートラインが違っている者のためにあらかじめ補講して高校で履修してきた者



と同じスタートラインに立たせるという方法も考えられる。いずれにせよこの種の施策を具体化するのは容易なことではないが、不可能事ではない。ところが、一般に、高校教育が自由選択制を採用していることに即応するための条件を大学側はもっていない。さらにいえば、大学基準が定めている大学の一般教育のあり方にについての枠組みはある意味では極めて画一的であり、そこには、高校が自由選択制をとっていることを考慮した跡、少なくともそれに対応するための柔軟性をみるとことはできない。

大学側はそこで、自分の方の条件を整えるのではなく、自分の方の条件に合わせるように高校ないし受験者に要求しているわけである。

このように考えてくると、大学入試の学力検査科目のあり方の問題は、入試のあり方の問題にとどまらず、高校教育と大学教育とをどうスマーズに接続させるかという学校体系上の基本的な問題の一角を形成していることがわかつてくる。高校と大学との間の教育課程上の接続関係は、双方の協議と譲歩によって改善していくべきものと筆者は考えている。しかし戦後日本においては、高校学習指導要領の改訂に対応し

て入試の学力検査科目を変えるなどの措置を別とすれば、高校教育の実態に即応するために大学側がとった措置といえるものはほとんどなく、高校側が大学側の要請に対応した措置をとるよう迫られることが多かった。この経過とその論点を、順を追ってみていくことにしよう。

#### 大学側の要求の表明

大学入試の学力検査科目のあり方にたいする大学側の不満や要求は、おそらく第1回入試(国立大学では1949年6月)直後からあったものと思われる。しかしいまはそれを直接に跡つける史料を見出すことができない(ちなみにいえば、後に国立大学の入学者選抜のあり方にたいして大きな影響を持つようになる国立大学協会が設立されたのは1950年7月であった)。万事が慌しい新制大学発足直後のことであり、大学側の不満や要求を表明する方途を探っている段階だったのである。

1950年度の大学入試については、その実施要項は1949年10月の通達でしめされ、学力検査科目のあり方——社会、数学、理科の1科目自由選択制等——もふくめて前年の方式がそのまま

踏襲された。このことによって、大学側の不満や要求が次第に具体化してくる。

個々の大学の内部での議論をしめす史料には接し得ていないが、新制大学の骨格をしめた大学基準を定めるなど初期の大学に大きな影響力をもっていた大学基準協会が、その一般教育委員会を中心として1949年12月頃から、高校と大学との教科内容の関連についての議論を始めたことが知られている（細金恒男「戦後高校教育の理念と大学入試制度」）。

同委員会は翌50年1月には文部省中等教育課の係官を招いての懇談、さらに2月には、文部省の係官2名、高校関係者3名との懇談を重ね、文部省に要望書を出す意向を固めた。懇談を重ねるなかで浮かびあがってきた論点は、おおむね、さきに「大学側の不満と要求」としてのべた如きものであったからここでは繰り返さない。

むしろこの懇談を通じて注目されるのは、この会合に出席した普通科高校（いわゆる進学校）の校長が、学力検査科目を指定することには賛成できかねるが、現行の学力検査科目数はもつとふやすべきだといい、さらにこれに関連して「大学と高校との関係は〔普通高校と〕実業高校と一緒にして論ずるのが無理」なのであり、「実業高校の方は第二段に考えるべきである」などと発言していたことである。普通科と職業学科とをともに同格の高校として扱っているところに新制高校の重要な特色があり、「同格」だというのは大学進学の面で対等平等に扱われる（べき）ことを意味している。ところが、進学校の校長が、いわば大学側におもねるかたちで、高校教育制度を根幹からゆるがす発言をしていたのである。

こうした経過を経て、大学基準協会は1950年4月には、大学入試の学力検査の科目について

以下のような意見書をまとめるに至った。

学力検査は、左の五教科について新制高等学校卒業者の学力程度を基準として出題する。

国語 国語を主とするが、その問題の一部に漢文を加えて選択させることも出来る。

社会 新制高等学校の科目中から受験者をして二科目選ばせる。但し大学によってはその一部を指定することができる。また大学によっては一科目だけを選ばせてもよい。

数学 社会の場合と同様にする。

理科 社会の場合と同様にする。

外国语 （略）

農、工、商（経済）、水産及び家政等に関する大学には学部において右の社会、数学、理科の全部又は一部に職業又は家庭に関する科目を加へ、受験者に選択させることもできる。

細金恒男によると、この意見書が文部省大学学術局長に提出されたのは1951年3月26日だった。それは、この意見書がまとめられる以前の50年3月31日付で51年度入試の学力検査科目がすでに通知されており、早期に提出する機会を失したからだという。事実経過としてはその通りなのであろうが、「但し大学によってはその一部を指定することができる」という一点をのぞくと、この意見書にもらられた事項のはほとんどすべてが50年3月に出された51年度大学入学者選抜実施要項に盛り込まれていた事実、つまり大学側の要求が公式に文書として提出される以前に一点をのぞいてすでにほぼ貫徹していたことが、この際は注目されるべきだと思われる。